

日本ラクトフェリン学会
国際会議発表助成金細則

第1条（目的）

本細則に定める助成は、日本ラクトフェリン学会（以下、本学会）の若手研究者の国際ラクトフェリン会議への出席を推進することで、国際的な視野を持つ研究者を養成し、本邦のラクトフェリン研究の進歩を促すことを目的とする。

第2条（応募資格）

応募にあたっては次の各号の条件をすべて満たすことを条件とする。

- 1) 筆頭発表者は本学会の正会員または学生会員であること。
- 2) 筆頭発表者は応募年の3月31日時点で40歳未満であること。
- 3) 国際ラクトフェリン会議で、口頭発表（オンデマンド配信による口頭発表を含む）を申し込んでいること。

第3条（助成金額）

助成金は参加登録費と旅費の一部を補助するものとし、金額は以下のとおりとする。

- 1) 集合形式で会議参加の場合：15万円以内
- 2) オンラインで会議参加の場合：2万円以内

第4条（応募方法）

申請者は以下の各号の書類を本学会事務局に提出する。

- 1) 申請書（氏名・所属・発表演題・業績）
- 2) 講演要旨（和文で1000字以内）英文ならば300word以内
- 3) 学生会員の場合、本学会正会員である指導教員の推薦書（様式任意）
- 4) 国際ラクトフェリン会議に講演要旨を提出したことが確認できる書類（演題受領メールの写し等）

第5条（選考）

本助成金の候補者は、理事若干名で構成される選考委員会で選出し、理事会で決定する。

- 2 同一年度の助成受給者は原則として4名以内とする。
- 3 同一年度の同一研究室・研究グループからの助成受給者は1名までとする。
- 4 助成金額は、参加登録費・交通費を考慮し、その都度理事会で定める。
- 5 助成決定者は本人に通告するとともに、学会ホームページ・ニュースレターに掲載する。
- 6 過去の助成受給者が再度受給することを妨げないが、過去の発表と同内容の発表は助成の

対象としない。

7 助成決定後、国際ラクトフェリン会議が翌年度以降に延期になった場合でも、助成決定者が同一演題で発表する場合は助成を行う。

第6条（取消）

助成決定者が国際ラクトフェリン会議での口頭発表を中止した場合、または第2条の応募資格を満たさなくなった場合は助成を取消す。

第7条（辞退）

助成決定者が国際ラクトフェリン会議で Student Awards を受賞した場合は、助成を辞退するものとする。

第8条（報告書）

助成受給者は、国際ラクトフェリン会議に出席後、一ヶ月以内に報告書を本学会の理事会に提出する。

第9条（改訂）

本細則の改訂は本学会理事会の承認を得るものとする。

改訂

2021年8月10日より施行

2021年8月23日改訂